

申請（倉庫事業者）の手引き

◆◆内容を必ず熟読してください◆◆

（令和6年4月1日現在）

【申請先（問合せ先）】秋田県産業労働部商業貿易課

秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎3階

TEL：018-860-2218

FAX：018-860-3887

メール：com-tra@pref.akita.lg.jp

物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業費補助金（以下、補助金という。）の交付については、物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業費補助金交付要綱（以下、要綱という。）の規定によるほか、この手引きの定めるところによります。

1 補助事業の概要

（1）目的

エネルギー価格高騰により厳しい経営環境に直面している県内物流事業者に対し、運営費高騰分の一部を支援することにより、県内物流機能の維持を図る。

（2）補助対象者

倉庫業法第2条（昭和31年法律第121号）第2項に定める倉庫業。

【参考：倉庫業登録申請の手引き（東北運輸局）】

○倉庫業法第2条第2項：「倉庫業」とは、寄託を受けた物品の倉庫における保管を行う営業をいう。

○倉庫業法第3条：倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

（3）補助対象

県内において国に登録されている倉庫に係る運営費。ただし、**令和5年4月～令和6年3月の期間に倉庫事業の用に供する倉庫の運営費**に限ります。

（4）補助金の額（補助対象倉庫に係る運営費）

① 別表に定める倉庫区分ごとに、1単位あたり単価に対象倉庫の登録面積または登録容積を乗じた金額の合計で、1,000円未満を切り捨てて算出した金額となります。

- ② 倉庫の区分は倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）第3条に定める倉庫の種類によるものとしますが、ここでいう定温倉庫とは、1類倉庫のうち、米等穀物の品質管理を目的に、年間を通じて一定の温度管理を要する倉庫をいいます。

（別表）

補助事業	区 分	単 位	1単位 あたり 単 価
(1) トラック運送 事業者支援	普通貨物自動車	車両1台	20,000円
	軽貨物自動車	車両1台	5,000円
(2) 倉庫業者支援	常温倉庫 (一類倉庫、二類倉庫、 三類倉庫、 トランクルーム、 危険品倉庫)	登録面積1㎡	100円
	定温倉庫	登録面積1㎡	150円
	冷蔵倉庫（冷蔵倉庫C級）	登録容積1㎥	250円
	冷凍倉庫（冷蔵倉庫F級）	登録容積1㎥	450円

2 申請手続き

(1) 提出書類について

- ① 交付申請書（様式第1号の2）
- ② 補助対象倉庫の一覧表（様式第2号の2）
- ③ 誓約書（様式第3号）
- ④ 「ホワイト物流」推進運動に係る持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言
(宣言済みの企業のみ)
- ⑤ 請求書（様式第5号）
- ⑥ 債権者登録票

※要綱及び様式は秋田県ホームページからダウンロードできます。

※提出書類は、申請者にて控え（コピー等）を保管してください。

(2) 交付申請書について

①一覧表への入力について

「様式第2号の2」へ国に登録済みの倉庫を入力してください。

※登録倉庫の「面積・容積」が不明の場合は県商業貿易課へお問い合わせください。

常温倉庫	2,000	面積 (㎡)	冷蔵倉庫	600	容積 (㎡)
定温倉庫	2,000	面積 (㎡)	冷凍倉庫	400	容積 (㎡)

一覧表に入力すると、面積・容積の合計値が自動計算されます。

番号	種別	倉庫の名称	面積・容積	単位
1	常温	第一常温倉庫	1,000	㎡
2	常温	第二常温倉庫	1,000	㎡
3	定温	第一定温倉庫	1,000	㎡
4	定温	第二定温倉庫	1,000	㎡
5	冷蔵	第一冷蔵倉庫	300	㎡
6	冷蔵	第二冷蔵倉庫	300	㎡
7	冷凍	第一冷凍倉庫	200	㎡
8	冷凍	第二冷凍倉庫	200	㎡

倉庫倉庫明細書もしくは冷蔵施設明細書に記載のある「倉庫の名称」「面積・容積」を入力してください。変更登録している場合は、最新の数値を入力してください。

②交付申請額について

「様式第1号の2」の交付申請額をご確認ください。

2 申請倉庫及び交付申請額								
(常温)	1㎡あたり	100円	×	2,000	㎡	小計	200,000	円
(定温)	1㎡あたり	150円	×	2,000	㎡	小計	300,000	円
(冷蔵)	1㎡あたり	250円	×	600	㎡	小計	150,000	円
(冷凍)	1㎡あたり	450円	×	400	㎡	小計	180,000	円
交付申請額			合計	830,000			円	

※1 sheet「様式第2号の2」に入力すると自動計算されます。内容をご確認ください。

合計で、

(3) 提出方法

申請書類は、申請先宛てに郵送またはご持参ください。

《注意事項》

- ・ 郵送の場合、簡易書留、レターパックプラスなどの送達を確認できる方法で送付してください。
- ・ 交付申請は、原則事業者1回限りとなります。複数の営業所及び支店等がある場合は、本社がまとめて申請してください。

3 申請期間について

(申請期間) 令和6年4月1日～令和6年6月28日

4 補助金の支給について

補助金は交付決定後、請求書(様式第5号)に記載のある口座へ口座振替により支給します。